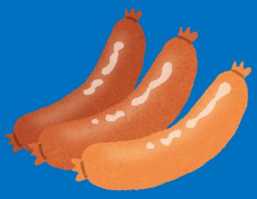
外国産の肉や肉製品を販売する事業者のみなさまへ

販売するその前に!!

その肉・肉製品、動物検疫を受けていますか





～輸入検査を受けていない肉や肉製品は販売できません～

販売する前に確認してください！

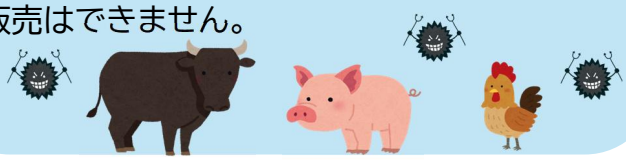
外国から輸入した肉や肉製品は、動物検疫の検査が必要です。

検査を受けていない肉や肉製品は販売禁止です。



検査を受けていないものを販売した場合、家畜伝染病予防法違反となり、
300万円の罰金や３年間刑務所に入れられる ことがあります

海外では、口蹄疫やアフリカ豚熱などの家畜の病気が発生しています。
この病気が日本に入るのを防ぐため、動物検疫の輸入検査を受けていない肉や肉製品の販売はできません。



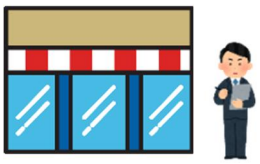
外国から輸入した肉・肉製品は、少しの量でも、個人用でも商業用でも、すべて動物検疫の検査を受ける必要があります。
貨物でも手荷物でも国際郵便でも、すべて検査の対象です。
※輸入時に検査を受けていない場合も罰則の対象となることがあります。



販売している商品を確認するために、

動物検疫所が立入検査を行うことがあります

- 商品を確認し、帳簿なども確認します。
- 商品を集取・廃棄する場合があります。
- 廃棄になった場合は、店名等を公表します。



農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service（MAFF）

▶ くわしくはこちら

外国食材を販売するときは